

大和市監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成31年4月26日

大和市監査委員 木原英和

大和市監査委員 町田零二

- 1 監査対象 市長室
- 2 監査対象期間 平成30年4月～平成31年3月
- 3 監査年月日 平成31年4月26日
- 4 監査の方法 この監査は、市長室（秘書総務課、広報広聴課、基地対策課、危機管理課）において、次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。
 - (1) 予算執行に関する事務
 - (2) 収入調定に関する事務
 - (3) 契約に関する事務
 - (4) 財産管理に関する事務
 - (5) 補助金交付に関する事務
 - (6) 備品管理に関する事務
 - (7) 非常勤職員の賃金支払に関する事務
 - (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
 - (9) 交際費の経理に関する事務
 - (10) 来庁者への記念品に関する事務
- 5 監査結果 財務に関する事務の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(秘書総務課)

非常勤職員の賃金支払に関する事務において、通勤費を支給していないものがあった。

(危機管理課)

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。